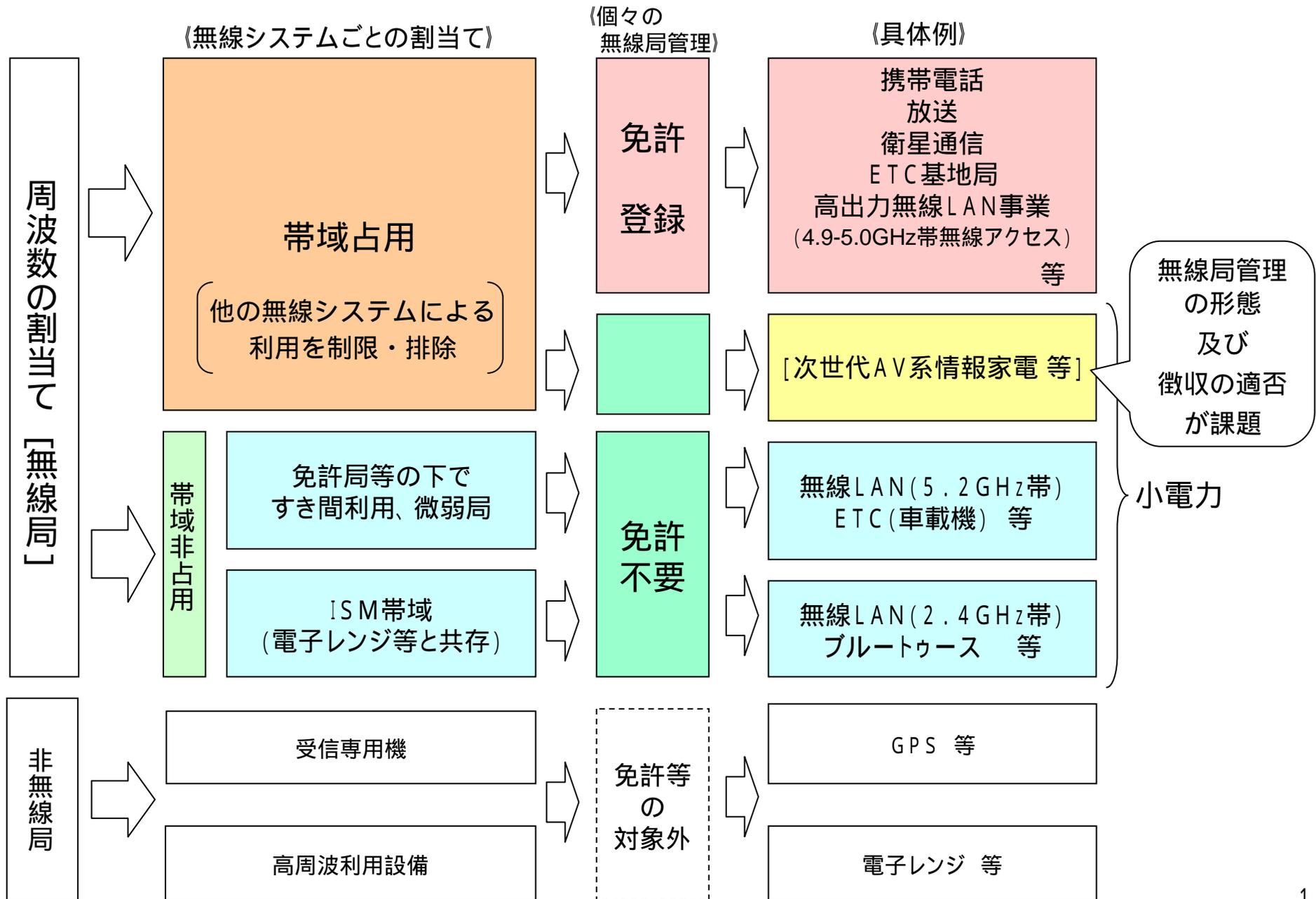


無線システムの区分イメージと具体例（研究会報告書案の基本的な考え方）



検討課題

帯域占有型(小電力)〔例:次世代AV系情報家電等〕

特徴:

- ・通信品質の確保を目的として、周波数割当計画に基づき、特定の無線システムに専用帯域を設定
- ・当該周波数帯域で、免許局等他の無線システムと、ニーズが排他的に競合

徴収論の根拠(他人に迷惑をかけ、保護も受ける無線システム)

配慮事項:

免許局との公平性の確保

電波の有効利用インセンティブ

特別な地位の設定(免許や登録という個別の行政処分)がないこと

IT振興等の視点と徴収方法論

国際競争力の向上

電波利用料部会における議論

- (1) 免許不要局について帯域占有型という新たなカテゴリーを設ける理由や必要性をもっと議論すべき。
- (2) 帯域占有型 / 非占有型の技術的・制度的な位置づけについて、議論を深めるべき。
- (3) 帯域占有型の対象となる小電力無線システムが、使用形態等の観点から携帯電話と類似するものであれば、公平性にかんがみ、同じルールで電波利用料を徴収すべき。
または、免許不要局ではなく、免許局又は登録局として管理すべき。
- (4) 免許不要局の一部に限定するのであっても、IT振興や国際競争力等の観点から、非徴収とすべき。

検討のポイント

高品質AV系情報家電の扱いについては、周波数帯域の使用形態や無線局管理のあり方について、様々な意見が提起されていることを踏まえ、電波利用料の徴収の適否を検討する前に、

- ・今後のサービス・イメージも勘案しつつ、使用帯域や帯域幅、占有 / 非占有等についての整理
 - ・無線局管理のあり方(免許、登録、免許不要局)の再整理
- が必要かどうか、今後の検討を進める上でのポイント。

他方、本件については、電波利用料制度の見直しの一環として、その考え方を早急に整理するとともに、新規サービスの迅速な展開を図る上でも、早急に結論を得ることが必要。